「顧客有価証券等」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の顧客有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二　［略］

三　金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混合して保管されるものに限る。次号において同じ。）顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

［四・五　略］

［２・３　略］

（保護預り有価証券等明細簿）

第百六十六条　［略］

２　前項の保護預り有価証券等明細簿は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

［一・二　略］

三　混合寄託に係る有価証券の売付け又は買付けについては、券面額、記号、番号及び名義人以外の事項について記載することとし、混合寄託である旨を明確に表示しなければならない。

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　期事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［(1)～(11)　略］

(12)　分別管理の状況

［①・②　略］

③　有価証券の分別管理の状況（管理場所別）

［表略］

（注意事項）

［１・２　略］

３　「管理方法」の欄には、混合して管理している場合には混合管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

［４～６　略］

「顧客有価証券等」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の顧客有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二　［同上］

三　金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管されるものに限る。次号において同じ。）顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

［四・五　同上］

［２・３　同上］

（保護預り有価証券等明細簿）

第百六十六条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　混蔵寄託に係る有価証券の売付け又は買付けについては、券面額、記号、番号及び名義人以外の事項について記載することとし、混蔵寄託である旨を明確に表示しなければならない。

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　期事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　業務の状況

［(1)～(11)　同左］

(12)　分別管理の状況

［①・②　同左］

③　有価証券の分別管理の状況（管理場所別）

［同左］

（注意事項）

［１・２　同左］

３　「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

［４～６　同左］